

○甲府市自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年4月20日

福 第 3 号

(設置)

第1 本市の自殺対策に関する施策の企画立案及びその実施が、市民の意見を十分に反映しながら総合的かつ効果的に行われることを目的として、甲府市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)計画に基づく自殺対策の推進について必要な事項の協議に関すること。
- (2)自殺対策のための関係機関の連携に関すること。
- (3)その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)保健・医療関係者
- (3)警察関係者
- (4)教育関係者
- (5)地域福祉関係者
- (6)労働・経済関係者
- (7)市民
- (8)その他市長が自殺対策の推進に適切と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、福祉保健部精神保健課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。